

市場関連リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

「市場リスク」とは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産（オフバランス資産を含む）の価値が変動し損失を被るリスクである（それに付随する信用リスク等の関連リスクを含み「市場関連リスク」とする）。なお、市場リスクは以下の3つのリスクからなる。

金利リスク～金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスク。

価格変動リスク～有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスク。

為替リスク～外貨建資産・負債についてネット・ベースで資産超又は負債超ポジションが造成されていた場合に、為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失が発生するリスク。

検査官は、「リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（共通編）」及び本チェックリストにより、市場関連リスク管理態勢の確認検査を行うものとする。

また、本チェックリストは、邦銀の海外拠点（海外支店、現地法人及び駐在員事務所等。ただし、本チェックリストの対象として検査を行うかどうかは、現地法制を含む法令等を踏まえ実態に応じて判断する。）及び外国銀行の在日支店も含め、全ての預金等受入金融機関を対象としている。なお、協同組織金融機関のチェックに当たっては、チェックリスト中「取締役会」とあるのは「理事会」に、「取締役会等」とあるのは「理事会等」に、「代表取締役」とあるのは「代表理事」に、「取締役」とあるのは「理事」に、「監査役、監査役会」とあるのは「監事」に読み替える（協同組織金融機関にあっては、会計監査人の選任を義務付けられる場合が限定されているので、その点に留意する必要がある。）。

【本検査マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】

本検査マニュアルはあくまでも検査官が金融機関を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものであり、各金融機関においては、自己責任原則の下、このマニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に生かし、それぞれの規模・特性に応じたより詳細なマニュアルを自主的に作成し、金融機関の業務の健全性と適切性の確保に努めることが期待される。

マニュアルの各チェック項目は検査官が金融機関のリスク管理態勢を評価する際の基準であり、これらの基準の達成を金融機関に直ちに法的に義務付けるものではない。マニュアルの適用にあたっては、金融機関の規模や特性を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。チェック項目に記述されている字義通りの対応が金融機関においてなされていない場合であっても、金融機関の業務の健全性及び適切性確保の観点からみて、金融機関の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは金融機関の規模や特性に応じた十分なものである、と認められるのであれば、不適切とするものではない。

したがって、検査官は、立入検査の際に金融機関と十分な意見交換を行う必要がある。

（注）チェック項目についての説明

チェック項目の語尾が「しているか」又は「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての金融機関に対してミニマム・スタンダードとして求められる項目である。したがって、検査官は各チェック項目を確認の上、その実効性を十分検証する必要がある項目である。

チェック項目の語尾が「望ましい」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての金融機関に対してベスト・プラクティスとして望まれる項目である。したがって、検査官は各チェック項目の確認をすれば足りる項目である。

なお、両者を組み合わせて、国際統一基準により自己資本比率を算定している金融機関（以下「国際統一基準適用金融機関」という。）にあっては、国内基準により自己資本比率を算定している金融機関（以下「国内基準適用金融機関」という。）にあっては、とされている項目がある。

（注）「取締役会、取締役会等」についての説明

「取締役会」の役割とされている項目については、取締役会自身においてその実質的内容を決定することが求められるが、その原案の検討を常務会等で行うことを妨げるものではない。

「取締役会等」には、取締役会のほか、常務会、経営会議等を含む。なお、「取締役会等」の役割とされている項目についても、取締役会自身において決定することが望ましいが、常務会等に委任している場合には、取締役会による明確な委任があること、常務会等の議事録の整備等により事後的検証を可能としていることに加え、取締役会に結果を報告する又は常務会等に監査役の参加を認める等により、十分な内部牽制が確保されるような体制となっているかを確認する必要がある。

金融機関の類型

デリバティブを含む市場取引に関する経営戦略の相違による金融機関の類型については、次によるものとし、具体的な取引態様による区分については、下記表を参考にする。

なお、検査官は、各金融機関において下記を参考に自行の類型を明確に定めているか確認する（ただし、拠点毎に取引態様が大きく異なる場合には、拠点毎に自行の類型を定め、それに対応した市場関連リスク管理態勢とすることも可能であることに留意する。）。

- (1) グローバルディーラー型 (GD) : 主要な金融市場でディーリングを行っている金融機関
複雑なデリバティブの内製化を行っている金融機関
- (2) 対顧客ディーラー型 (CD) : 自己のALMポジションのヘッジを行っている金融機関
対顧客取引は行うが、大きなポジションは取らない金融機関
- (3) 限定的なエンド・ユーザー型 (EU) : 主として自己のALMポジションのヘッジを行っている金融機関

デリバティブ取引の状況 金融機関の分類	インターバンクマーケットにおいて 値付け業務を行っている	デリバティブ新商品を開発している	顧客に対する値付け業務を行っている	複雑な仕組みのデリバティブ取引を行っている	デリバティブ取引を恒常的に行っている	一般的に確立されたデリバティブ取引を行っている	自己のALMポジションのヘッジを行っている
グローバルディーラー							
対顧客ディーラー							
限定的なエンド・ユーザー							

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
<p>・リスク管理に対する認識等</p> <p>1 取締役の認識及び取締役会等の役割</p>	(1) 金融機関全体の経営方針等に沿った戦略目標の明確化	(1) 金融機関の種類（GD、CD、EU）により必要とされるリスク管理態勢は異なるが、取締役会において、自行の種類を明確に定めているか。	
	(2) リスク管理のための組織の整備	(2) 取締役会は、決定した戦略目標、リスク管理方針に従い、かつ収益目標等に見合った適切な市場関連リスクの管理体制を整備しているか。	
	(3) ポジション枠等の設定の際の基本的な考え方の確立	(3) ポジション枠（金利感応度や想定元本等に対する限度枠）、リスク・リミット（VaR等の予想損失額の限度枠）、損失限度の設定に際しては、金融機関の経営や財務内容に重大な影響がもたらされることもあることを念頭に置き、取締役会において、例えば、リスクを最小限度に抑えることを目標とするのか、能動的に一定のリスクを引き受け、これを管理する中で収益を挙げることを目標とするのか等について、金融機関におけるリスク管理の方針として、各枠の設定に際しての基本的な考え方を明確に定めているか。	
	(4) ポジション枠等の適切な設定	(4) 取締役会等において、ポジション枠等の各枠設定の際の基本的な考え方に基づき、各部門のリスク・テイク業務の内容を検討し、各部門の経営上の位置付け、自己資本、収益力、リスク管理能力、人的能力等を勘案し、取り扱う業務やリスク・カテゴリー毎に、それぞれに見合った適切な枠を設定しているか。 また、取締役会等において、定期的に（最低限各期に1回）、各部門のリスク・テイク業務の内容等を再検討し、枠を見直しているか。 なお、自己資本等の経営体力とリスク量とを比較し、経営体力から見て過大なリスク量となっていないかを確認する観点から、市場部門全体のリスク・リミットの総枠を計測し、適切に金融機関全体の資源配分が行われているかどうかを確認していることが望ましい。	
<p>2 管理者の認識及び役割</p>	(1) リスク管理のための規定の整備	(1) 市場リスク管理のための規定は、特に、デリバティブを含む市場取引について、市場部門（フロント・オフィス）、事務管理部門（バック・オフィス）及びリスク管理部門（ミドル・オフィス等）、各部門の管理者のそれぞれの役割と権限を明確にしているか。	<p>（注）「管理者」とは、営業店長と同等以上の職責を負う上級管理職（取締役を含む）をいう。以下同じ。</p> <p>（注）「リスク管理部門」とは、GDにあっては「専門家を集めた独立のリスク管理部門」を言い、CD、EUにあっては「専門家を集めた独立のリスク管理部門又は事務管理部門等に設置するリスク管理担当部署（担当者）」をいう。</p>
	(2) ポジション枠等の適切な管理	(2) 管理者は、ポジション枠等の各枠設定の際の基本的な考え方及び設定された枠に従い、適切な管理の実行について責任を負っているか。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
	(3) 事故防止のための人事管理	<p>(3) 管理者は、取締役会等で定められた方針に基づき、事故防止等の観点から例えば、連続休暇、研修、内部出向制度等又はこれらの組み合わせ等により、最低限年1回1週間以上、職員（管理者を含む）が職場を離れる方策をとっているか。なお、この期間は、2週間以上であることが望ましい。</p> <p>また、管理者は、上記方策の状況を管理し、その方策を確実に実施しているか。</p> <p>さらに、職員を長期間にわたり同一部署の同一業務に従事させることのないよう、ローテーションを確保しているか。やむを得ない理由により、長期間にわたり同一部署の同一業務に従事している場合は、事故防止のためその他の適切な方策を講じているか。</p>	
<p>. 適切なリスク管理態勢の確立 1 リスクの認識と評価</p>	統合的なリスク管理体制の確立	<p>市場関連リスク管理に当たっては、特定取引（トレーディング）部門と非特定取引（バンキング）部門の双方がカバーされる体制をとっているか。</p> <p>また、将来的には特定取引部門のみならず、非特定取引部門の信用リスク・市場リスクを含めた統合的な管理体制をとることが望ましい。</p> <p>なお、非特定取引部門の信用リスク・市場リスクを含めた統合的な管理体制となっていない場合は、非特定取引部門の市場関連リスク管理体制については、当面、後段2.(1)「市場リスクの管理」に特段の定めがない限りにおいては、後段2.(2)「ALM管理」によっているか。</p>	
<p>2 管理業務 (1) 市場リスクの管理 顧客リスクの管理体制</p>	(1) 顧客とのトラブルに対する管理・処理体制の整備	<p>(1)〔GD、CD〕顧客サイドでのリスク管理が十分でない場合には、顧客が多額の損失を被り、それが基で金融機関が訴訟を受けたり、損失を被ったりするリスクが生じる。したがって、顧客とのトラブルが発生した場合の対応を行う部署を明確にするなど、管理・処理体制を整備しているか。</p> <p>また、顧客とのトラブルが発生した場合の対応を行う部署において、速やかにその原因究明を行うとともに、その再発防止策を講じているか。</p>	
	(2) デリバティブ商品の開発	<p>(2)〔GD、CD〕デリバティブ商品は、顧客とのトラブル、訴訟等金融機関にとって、非常に大きな影響を招く可能性があることを考慮し、リスクの高いデリバティブ商品を新規に取扱う場合には、リスク管理の専門家による法的、技術的なチェックを行った上で、取締役会等による承認を得ているか。</p> <p>また、リスクの高いデリバティブ取引を顧客の不健全な要求によって開発していないか。</p>	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
	(3) 顧客への販売	(3)〔GD、CD〕デリバティブ商品は、その商品のリスクを十分に管理できる能力及び体力を持っている顧客に販売していることが望ましい。 顧客が自己のポジションヘッジではなく、スペキュレーションのためにデリバティブ商品を購入しようとしている場合には、特に慎重に対応しているか。	
	(4) 顧客に対する商品内容等の説明及び顧客の意思確認	(4)〔GD、CD〕デリバティブ取引に関して、取引経験が浅い顧客にデリバティブ商品を販売する場合には、その商品内容やリスクについて、例示等（最良のシナリオのものだけでなく、最悪のシナリオを想定した想定最大損失額を含む。）も入れ、具体的に解り易い形で解説した書面を交付し説明しているか。 顧客自身がリスクを負っている商品の販売に当たっては、必要に応じて取引先から説明を受けた旨の確認を行っているか。	
	(5) 取引内容の顧客への報告	(5)〔GD、CD〕販売後、顧客の要請があれば、定期的かつ必要に応じて随時、顧客のポジションの時価情報等を提供しているか。 時価情報については、その時価が何を表しているのか（ヘッジ・コストを勘案したものであるか等）を明確にしているか。 時価情報等の顧客への提供にあたっては、市場部門から独立したリスク管理部門（又は事務部門）において行うなど、顧客に正確な情報が提供されるような方策をとっているか。	
業績の管理	損益状況等の分析及び不適切な取扱いのチェック	決算操作等のために、デリバティブ取引等を利用した不健全な取扱いを行っているか。また、リスク管理部門において、収益部門が過大な収益を挙げている場合には、その要因が分析され、それがリスク管理に係る各種の規定の逸脱等の不適切な取扱いなどによるものでないか否かについて確認しているか。 リスク管理部門は、損益を契約額・想定元本、取引量との関係で査閲することもを行っているか。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
時価・リスク量の把握	(1) 正確な時価の把握	(1) 特定取引部門のみならず、非特定取引部門を含んだ、ポジションの時価（モデル等により算出する公正価値を含む）を正確に把握しているか。また、貸出金等時価把握の技術が確立していないものも、可能な限り把握しているか。なお、連結ベースでも把握していることが望ましい。	
	(2) リスク要素の把握・計測	(2) 例えば、金利であれば、金利全体の上昇（下降）のみならず、イールドカーブの形状の変化、商品間・市場間のスプレッドの変化によるリスクを把握しているか。 〔GD、CD〕オプション性取引を相当程度行っている場合、また、取引量は少ないとしても「売り」を行っている場合には、市場価格の変化及び市場価格の変化の予想変動率の変化、また、市場価格の変動によりもたらされるヘッジ比率の変更の必要性とその場合の適正な水準等について把握しているか。	
	(3) 統一的な指標によるリスク量の計測	(3) リスク量を、各部門に共通した統一的な指標で定量的に把握しているか。統一的な指標は、全ての必要なリスク要素を把握・計測していることが望ましいが、仮に、統一的指標で十分な把握・計測を行っていないリスクが存在している場合には、これを計測する情報を補完的に用いることにより、経営上の意思決定に際しては、必要な全ての要素を勘案していることを確保しているか。 〔GD〕リスク量の計測は、例えば、統計的手法を用いたVaR法等の、合理的、かつ、客観的で精緻な方式を採用して行っているか。 〔CD、EU〕統計的手法を用いたVaR法等を採用して行っていることが望ましいが、そうでない場合には、例えばBPV法等による簡易な計測方法により行っているか。	
	(4) モデルの妥当性の検証体制及びモデルの管理体制の確立	(4) プライシングモデルやリスク量の計測に用いられているモデルについては、フロント部門や金融商品を開発する組織から独立した他の組織（例えば、リスク管理部門や検査部門、外部コンサルタント等）において、その妥当性を検証しているか。仮に、各モデルに不備が認められた場合には、適切に修正を行っているか。 また、各モデルの内容を、容易に改変することができないような体制・規定を整備し、定められた規定等に従って適切にモデルの管理を行っているか。 なお、各モデルについては、定期的（年1回程度）に見直すことが望ましい。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
	(5) リスク計測機能の有効性の検証	(5) リスク管理部門や検査部門等において、金利や為替レートの変化等が収益や自己資本に及ぼす影響を定期的に計測するとともに、計測結果と実際の損益動向とを比較することによって、リスク計測機能の有効性を検証しているか。	
	(6) ストレス・テストの適切な実施	(6) VaR法は、あくまで平常の市場環境の下で最大のリスク量を計測するものである。したがって、VaR法に加え、ストレス・テストを定期的に行っているか。また、BPV法を基本としたセンシティブリティ分析を主としている場合は、最悪のシナリオによる分析を定期的に行っているか。 なお、ストレス・テストの内容については、その設定内容の根拠が明確であり、かつ適切なものとなっているか。 [GD、CD] 市場の状況の変化や保有しているポジションの大きさ、ポートフォリオの内容等に比例して、なるべく頻繁に（例えば四半期に1回程度）ストレス・テストを行っているか。 [EU] ポートフォリオの内容等に応じ、できる限り（例えば、年1回程度）行っていることが望ましい。	
	(7) ポジションの把握、時価評価、リスク量の計測の頻度	(7) [GD、CD] 特定取引勘定の主要な商品については、少なくとも日次ベースでポジションの把握、時価評価、リスク量の計測を行っているか。なお、非特定取引勘定も含めて極力頻繁に（月1回以上）、また、主要拠点の連結ベースで行っていることが望ましい。 [EU] 頻繁な時価評価、リスク量の計測は必要ないが、ALMの観点から非特定取引勘定も含め最低限月1回は行っていることが望ましい。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
ポジション 枠、リスク ・リミット 及び損失限 度の管理	(1) ポジション枠等の管理規定の明確化	(1) ポジション枠、リスク・リミット、損失限度を超過した場合、もしくは超過するおそれがある場合の管理者への報告体制、権限（方針及び手続き等）を明確に定めているか。 また、当該規定においては、ポジション枠、リスク・リミット、損失限度を超えてポジションを持ち続けることができない規定となっているか。	
	(2) ポジション等の権限の委譲	(2) 担当役員、管理者、各ディーラー毎にポジション、収益目標、損失限度等の権限委譲を文書で行い、枠の変更の都度ディーラー等から署名による確認書を受ける等、ディーラー等に対して責任の領域を明確に指示しているか。また、各部門に設定されたポジション枠等については、定期的（最低限半期に1回）に見直しを行っているか。	
	(3) ポジション枠等の管理規程の遵守	(3) ポジション枠等の管理規程の適用は厳正に行っているか。また、規定又は運用に問題があると認められる場合には、適切な改善策をとっているか。 リスク管理上、何らかの問題が発生した場合には、部門内で処理せず、リスク管理部門等へ速やかに正確な情報を伝達しているか。	
	(4) ポジション等の管理の実行	(4)〔GD〕リスク管理部門が日中において、必要に応じ主要商品のポジション、損失額をモニターできる体制となっているか。なお、ディーラー別又はポートフォリオ別のポジション収益管理システムを整備し、適切に運用しているか。 〔CD、EU〕リスク管理部門が少なくとも日次ベースで主要商品のポジション、損失額をモニターできる体制となっているか。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
市場流動性 リスク	(1) 市場流動性の適切な管理	(1) リスク管理部門は、市場流動性の状況を正確に把握（又は報告を受け）しているか。 また、必要に応じ、市場流動性の状況を代表取締役及び取締役会等へ報告しているか。	
	(2) ポジション枠の設定及び見直しの実施	(2) マーケットの状況により、市場において企図した時点価格での取引が出来ないことがある。したがって、リスク管理部門は、市場流動性の状況を勘案し、必要に応じ適切に取締役会等の承認を得た上で（緊急の場合には担当取締役が決定し、事後的に取締役会等に報告し検証を受ける）、ポジション枠を設定しているか。 また、運用商品、市場環境の変化等により定期的（最低限半期に1回）あるいは状況に応じて随時、ポジション枠を見直しているか。	
	(3) 市場流動性リスクを勘案した運用	(3) 商品毎に市場規模・厚み、流動性を勘案した運用を行っているか。	
	(4) モニタリングの実施	(4) リスク管理部門は、商品毎の日々のポジションの状況を把握するとともに、市場規模の変化、信用状況の変化をモニタリングしているか。	
	(5) 報告の実施	(5) リスク管理部門は、把握されたポジションの状況等について、規定に基づき正確に担当取締役（必要に応じ代表取締役及び取締役会）に報告しているか。また、ポジション枠を超過した場合や、懸念時・危機時の場合には、極力、頻繁に代表取締役又は取締役会に報告を行うとともに、適切な対応策をとっているか。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
事務管理	(1) 規定に従った事務処理	<p>(1) 為替、資金、証券取引等及びこれらの派生商品取引については、各取引の規定・マニュアルに沿った取扱いを行っているか。例えば 事務管理部門が、全ての取引を漏れなく把握しているか。（例えばシステム入力の最終確認、チケットの打刻や連続番号による確認等） 取引内容の入力は遅滞なく行われているか。 確認・調整段階で検出されたディーリング・チケットの誤りの修正は管理者によって承認されているか。 処理が将来行われるため未完扱いとされているディーリング・チケットは、適切に管理・記録されているか。 取引担当者以外の者がコンファーマーションを送受しているか。 コンファーマーションとディーリング・チケットの照合は適切に行われているか。 ディーリング・チケット、ディーリング・シート、コンファーマーション等の保存・保管状況は適切か。 なお、市場部門及び事務管理部門の個々の取引記録等の証拠書類については、内部検査部門のチェックを受けることとし、規定に定められている保存年限（最低限1年以上）に基づいて保存しているか。</p>	
	(2) データの突合	<p>(2) 市場部門と事務管理部門における取引データの突合を行うとともに、誤差等がある場合には、速やかにその原因究明を行い、予め定められた方法に基づき補完しているか。例えば、証券取引においては、市場部門でのディーリング・システムによるポジションと事務管理部門での証券会社及びカストディ部門等との確認後の勘定系の証券保有残高との照合を定期的（最低限月1回）に行っているか。</p>	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
市場取引に係る信用リスクの管理	(1) 市場取引に係る信用リスク量の計測	<p>(1)〔GD、CD〕信用リスク量の計測は、カレント・エクスポージャー方式（再構築コストとポテンシャル・エクスポージャーの合計）で行っているか。 決済リスクについても把握する体制となっているか。</p> <p>〔EU〕信用リスク量の計測は、最低限、想定元本方式又はオリジナル・エクスポージャー方式（想定・契約元本に商品・取引期間毎の掛目を乗ずる方式）で把握しているか。さらに、今後、海外拠点を設置しようとする場合にはカレント・エクスポージャー方式への移行を考慮しているか。 また、決済リスクについても把握する体制となっているか。</p>	
	(2) ポジション、時価評価、信用リスク量のオン・オフ一体管理	<p>(2)〔GD、CD〕取引先毎の個別取引状況を把握し、時価、信用リスク量をオン・オフ一体で各寄せ管理し、信用リスクの管理者に対してエクスポージャーとクレジット・リミットの状況について正確、かつタイムリーな情報提供を行っていることが望ましい。</p> <p>営業店では少なくとも月次で、また、新規与信や与信の更新時には、その時点（あるいは直近時点）での取引先毎のオン・オフ一体での信用リスク量を正確に把握しているか。</p> <p>〔EU〕営業店では少なくとも月次で、また、新規与信や与信の更新時には、その時点（あるいは直近時点）での取引先毎のオン・オフ一体での信用リスク量を正確に把握しているか。</p>	
	(3) 与信の承認体制の明確化及び与信承認機能の独立	<p>(3)〔GD、CD〕少なくとも年1回以上、取引先の信用リスクを分析しているか。また、頻繁・継続的に取引が行われている場合は、予めクレジット・リミットを設定しているか。</p> <p>クレジット・リミットの設定、見直し等の管理は、市場関連部門から独立した与信審査部門で行っているか。また、設定されたクレジット・リミットは、他の与信基準との整合性を図っていることが望ましい。</p> <p>〔EU〕取引相手先の選択に当たっては、取引相手先の信用リスク等を十分検討しているか。</p>	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
	(4) クレジット・リミットに係る規定の整備及びクレジット・リミットの適切な管理	<p>(4) クレジット・リミットに接近した際の管理方針（信用リスク補完策等）やクレジット・リミットを超えた際の管理者への報告体制、権限、手続き等の規定を明確に定めているか。</p> <p>また、規定に従って適切にクレジット・リミットを管理しているか。</p> <p>〔GD、CD〕信用リスク額がクレジット・リミットに達した場合には、新たな信用の供与に繋がるような取引を停止し、規定に従い管理者（必要に応じて代表取締役及び取締役会）へ報告の上、クレジット・リミットの見直し等の対応方針を管理者（必要に応じて代表取締役及び取締役会）の承認を得た上で決定し、実施しているか。また、既存取引についても担保の追加徴求等のリスク軽減策を講じていることが望ましい。</p> <p>なお、取引先に対する信用リスク額が上限に達する前の段階に適切なアラーム・ポイントを設け、アラーム・ポイントに達した場合に、取引先と信用リスクの補完策に対する協議を開始するなどの規定を設け、クレジット・リミットを管理することも有効である。</p>	
	(5) リスク軽減措置の活用	(5) 信用リスクの軽減のため、契約の法的有効性を確認した上で、ネットィング契約、担保徴求、保証等を活用していることが望ましい。	
マーケット・リスク 規制関連 （国際統一基準適用金融機関のみ検証）	(1) マーケット・リスク相当額不算入の特例の規定	(1) 特定取引 勘定設置金融機関及び特定取引 勘定設置金融機関以外の金融機関それぞれについて、マーケット・リスク相当額不算入の特例の規定（告示（平成10年金融監督庁・大蔵省告示第16号。以下同じ。）第3条）により不算入としているものは、告示に定められている条件を満たしているか。	
	(2) マーケット・リスク算出の対象の規定	(2) 特定取引 勘定設置金融機関及び特定取引 勘定設置金融機関以外の金融機関それぞれについて告示（第10条）に定められている取引及び財産を対象としているか。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
	(3) マーケット・リスク相当額の正確な算出	<p>(3) マーケット・リスク相当額の算出に当たっては、告示（別表第3）に定めるところの内部モデル方式又は標準的方式を用いて正確に算出しているか。</p> <p>〔GD〕主要な金融市場でのディーリングを行い、複雑なデリバティブの内製化を行っている金融機関については、より精緻な方式によりマーケット・リスクの計量を行う必要があることから、内部モデル方式により算出することが望ましいが、そうでない場合には、標準方式で算出しているか。</p> <p>また、内部モデル方式は継続して使用する必要があるが、バック・テストの結果により、リスク計測モデルに不備があると認められた場合には、適切に修正の手続きを行っているか。（監督庁への届出も含む）</p> <p>内部モデル方式を用いる場合には、下記の基準を満たしているか。</p> <p>「リスク管理部署」をマーケット・リスク相当額を算出する対象となる取引に関わる部署から独立して設置しているか。</p> <p>リスク管理部署が、適切にバック・テスト及びストレステストを実施し、それらの手続きを記載した書類を作成しているか。</p> <p>取締役会等がリスク状況の報告を受け必要な判断を行っているなど、リスク管理手続きに積極的に関与しているか。</p> <p>リスク計測モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続きを記載した書類を作成し、それらが遵守されるための手段が講じられているか。</p> <p>リスク計測過程について、1年に1回以上の頻度で内部監査を行っているか。また、定期的に会計監査人等による外部監査を受けているか。</p> <p>リスク計測モデルが告示に定める定量的基準を満たしているかについて会計監査人等による外部監査を受けているか。</p> <p>なお、標準方式についても告示（別表第3）に定められている方式に従い算出しているか。</p> <p>〔CD、EU〕標準方式でも差し支えないが、告示（別表第3）に定められている方式に従い算出しているか。</p>	
	(4) 告示上のモデルと実際のモデルとの違いの認識	<p>(4) 国際統一基準における、マーケット・リスクの内部モデル方式においては、保有期間を10日間と仮定している等、実際のトレーディング手法とは異なる場合があることを認識した上で、自行のトレーディング手法に応じた内部のリスク管理用モデルを設定していることが望ましい。</p>	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
	(5) リスク管理部門におけるモデルの理解	(5) リスク計測モデルでは、拠点毎、商品毎等種々のものが存在すると考えられる。したがって、リスク管理部門においては、何種類のモデルを使用しているか、また、各モデルの要素は整合的に決定され、リスク量の合算手続にも問題はないかを検証した上で、その内容を理解しているか。 なお、市場・リスク管理・事務管理部門でリスク量等が相違する場合は、その要因・妥当性が説明できているか。	
(2) A L M管理 A L M組織 の体制	(1) A L M委員会等の設置	(1) A L M委員会等を、資産・負債を総合管理し、戦略目標等の策定に関わる組織として位置付け設置しているか。	(注)「A L M委員会等」とは、A L M委員会及びそれと同等の機能を持つ組織をいう。以下同じ。
	(2) A L M委員会等と関連部門との連携	(2) A L M委員会等において、金利・為替予測、リスク把握、ヘッジ取引等を実施する関連部門での分析・取引内容を検討データとして有効に利用しているか。 また、各関連部門での重要な情報（重要な情報の定義は、規定により明確にされているか。）がA L M委員会等へ報告される体制となっているか。	
	(3) A L M委員会等への取締役の参加	(3) A L M委員会等には、関連部門の取締役や管理者が毎回出席し（市場環境の大幅な変動時等は代表取締役を含む。）、検討を行っているか。	
	(4) A L Mシステムの整備	(4) 金利改定リスク、イールドカーブリスク、ベースリスク等の金利リスクの主要な発生源や為替リスク、価格変動リスク等の市場リスクをカバーし、かつ多面的な分析手法を備えたシステムを整備していることが望ましい。	
金利リスク の把握	(1) 複数の手法を利用した多面的なリスク管理の把握	(1) オン・オフを統合し、異なる分析手法（ギャップ分析、シミュレーション分析等）を併用するなど、多面的な管理を行っているか。	
	(2) 金利リスクの分析及びその分析結果の活用	(2) 金利改定期に従ったマチュリティ・ラダーを定期的に（最低限四半期に1回）に作成し、分析を行っているか。また、多面的な分析手法（例えば、シミュレーション分析や金利感応度分析等）により定期的に（最低限四半期に1回）リスクの把握を行い、A L M委員会等で活用しているか。 なお、定期的に（四半期に1回以上が望ましい）ストレス・テストを行い、A L M委員会等で活用していることが望ましい。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
為替リスクの把握	(1) 為替リスクの適切な把握	(1) 保有外貨資産（円投外貨資産含む）・負債の為替リスクについて、適切な金融手法を利用するなど、自らの有するリスクに応じた適切な管理を行っているか。	
	(2) 為替リスクの分析及びその分析結果の活用	(2) 定期的に（最低限四半期に1回）リスクの把握を行い、ALM委員会等で活用しているか。 なお、定期的に（四半期に1回以上が望ましい）ストレス・テストを行い、ALM委員会等で活用していることが望ましい。	
ALMの運用	(1) ポジション枠等の適切な設定及び見直し	(1) 資産・負債の総合管理に関するポジション枠、リスク・リミットの設定は、取締役会が決定したリスク管理の基本方針に沿ったもので、かつ、自己資本や業務純益等を考慮したものとなっているか。また、ポジション枠等は、定期的（最低限半期に1回）あるいは必要に応じ随時見直しているか。	
	(2) 適切なリスク・コントロールの実行	(2) 金利・為替・価格変動リスク等市場リスクのコントロールは、取締役会が決定したリスク管理の方針に従っているか。	
	(3) ALM委員会等での検討結果の経営戦略への活用	(3) 取締役会における戦略目標やリスク管理方針の策定の際に、ALM委員会等での分析結果を勘案しているか。 また、リスク管理部門において、取締役会が決定したリスク管理方針に沿ってリスク・コントロール等の業務運営が行われているかどうかを検証し、取締役会に報告しているか。なお、方針に沿った業務運営が行われていない場合には、速やかに改善措置をとっているか。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
(3)特定取引関連 (特定取引(トレーディング)勘定設置金融機関のみ検証)	(1) 規定の整備	<p>(1) 区分経理において恣意性を排除し透明性を確保する観点から、取締役会等において明確な規定等を制定し、継続的に使用することが必要であり、少なくとも下記の事項について定めているか。また、当該規定等は、重要な規定として取扱い、その変更の際にも制定の際に準じた手続きをとっているか。</p> <p>法令上の「特定取引目的」の定義に基づく、区分経理に係る明確な運用ルール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定取引目的の定義 ・ 取引目的による明確な組織区分(ユニット単位による人的な区分)と独立した意思決定権限 ・ 特定取引を行う組織とそれ以外の組織との間のディーラーの兼務の制限 ・ 勘定間の振替の禁止 ・ 特定取引勘定における特定取引の取引種類毎の帳簿の作成 ・ 特定取引有価証券の取引相手のマーケットへの限定やヘッジ目的の認識 <p>特定取引を行う部署の管理者並びに時価等を算定する部署の管理者の権限と義務</p> <p>規定の遵守義務及び変更手続</p> <p>時価等の算定方法に係る基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行法等あるいは省令に定められた算定方法の遵守 ・ 特定取引を行う組織から独立した他の組織による時価の算定 ・ 時価等の算定方法(時価等の算定方法を「公正価値算定要領」など別の書類に定める場合はその旨の規定) ・ 時価等の算定について、いわゆる「新外為経理基準」を用いるものがあれば、その対象の明記 ・ 時価等の算定に関するルールの遵守に係る内部監査・検査の実行 ・ 時価等の算定にフロント機能を有する組織が関与する必要がある場合は、その関与の方法 <p>内部取引を行う場合のルールと管理の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内部取引の定義と対象 ・ 内部取引を行う場合の基本方針 ・ フロント組織から独立した他の組織による内部取引の承認 ・ 内部取引を行う場合の承認手続きと保存書類 <p>委託取引を行う場合のルール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内部取引に関するルールの遵守状況に係る内部監査・検査の実行 	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
	(2) 組織及び人員の分離	<p>(2) 特定取引勘定に係る取引を行う組織（少なくともいわゆるフロント機能を有する組織）は、ユニット（例えば、室、課、グループ等）単位以上の組織として、同様の取引を行うが取引目的が異なる非特定取引勘定に係る取引を行う組織とは組織的にも、また、人的にも別に構成していることが望ましい。</p> <p>なお、特定取引及びその対象となる財産がその他の取引及び財産と客観的かつ明確に区別されており、経理操作のおそれがないと認められる場合（例えば、特定取引部署で特定取引に列挙した取引以外の取引を併せ行う場合など）には、必ずしもこの組織区分は求めない。</p>	
	(3) 帳簿の記載	<p>(3) 特定取引勘定に係る帳簿は、特定取引及びその対象財産とその他の取引及び財産を明確に区別して管理することができるものとなっているか。当局申請時に作成するものとしている種類の帳簿について、適正な記載を行っているか。</p> <p>また、当該帳簿を実際の業務においても、有効に利用しているか。（実際の業務では別の帳簿を使用していないか。）</p>	
	(4) 特定取引勘定に係る取引を行う組織における非特定取引勘定に係る取引の禁止	<p>(4) 特定取引勘定に係る取引を行っている組織において、非特定取引勘定に係る取引を行っていないか（その逆も）。（ただし、特定取引及びその対象となる財産がその他の取引及び財産と客観的かつ明確に区別されており、経理操作のおそれがないと認められる場合を除く。）</p>	
	(5) 恣意的な勘定選択の禁止	<p>(5) 本来、非特定取引勘定で処理すべき取引について、マーケット・リスク対策等の理由により特定取引勘定における取引として処理するなど、恣意的に勘定を決定していないか。</p>	
	(6) 内部取引の適正性	<p>(6) 同一金融機関内における内部取引については、会計制度の違いを利用した損益の計上がなされ得るため、恣意的取引を排除する観点から、内部取引は、特定取引勘定設置認可を受けた際の「内部取引を行う場合の取扱いに関する事項を記載した書類」（又は特定取引勘定に関する規定）等に沿って適正に行っているか。</p>	
	(7) 特定取引実施部署と時価算定部署の分離	<p>(7) 時価算定の方法の公正性を確保する観点から、特定取引を行う部署と時価算定を担当する部署が異なっているか。</p>	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
	(8) 時価等の算定の基礎となる資料の作成及び保存	(8) 金融機関内外の検査や監査等に際して、時価算定の公正性を疎明する必要があることから、一定期間、時価の算定を再現できる資料を保存し管理しているか。	
	(9) 公正価値算定の客観性の確保	<p>(9) 公正価値算定の客観性を確保するため、以下の点に留意しているか。</p> <p>規定等に基づき「公正価値算定要領」を定め、継続的に使用しているか。また、制度改正、評価手法の開発等により、算定方法の変更する必要がある場合には、規定等に基づき速やかに改正しているか。</p> <p>なお、算定方法の変更状況を明確にしているか。</p> <p>「公正価値算定要領」については、内容の公正性・妥当性をチェックする観点から、あらかじめ、特定取引勘定に係る取引を行う組織（いわゆるフロント機能を有する組織）及び金融商品を開発する組織から独立した他の組織（例えば、リスク管理部門や内部検査部門等）の承認を受けているか。</p> <p>また、当該要領の運用状況についても定期的を上記組織（例えば、リスク管理部門や内部検査部門等。ただし、実際に算定を行っている部署は除く。）のチェックを受けているか。</p> <p>公正価値算定の客観性確保の状況に関して、内部検査の重点項目に含めているか。</p> <p>また、検査の際の留意点として以下のものが含まれているか。</p> <p>(イ) 省令で限定された取引範囲に違反していないか。（取引所取引、有価証券関連取引、金銭債権の取得及び譲渡は、勘定間取引ができない。）</p> <p>(ロ) 内部取引が公正価値により行われるなど、規定等に基づき適切に行われ、内部牽制が効果的に発揮されているか。</p> <p>(ハ) 内部取引であることが伝票上明示され、区分保管されているか。</p> <p>(ニ) 意図的な損益調整が行われていないか。</p>	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
	(10) 公正価値の算定	<p>(10) 公正価値の算定は、以下の考え方にに基づき、フロント機能を有する組織から独立した組織において算定しているか。</p> <p>上場取引 原則として、公表されている最終価格（取引所の取引価格（終値（清算価格を含む）等）に基づき、合理的な方法により算出されているか。</p> <p>非上場取引 a 非上場取引のうち、引合価格が入手可能な取引 原則として、ブローカー（スクリーン含む）、取引業者等から入手した取引の引合価格を用いて算出しているか。 b 上記に該当しない取引 (イ)類似の性格を有する金融商品の入手可能な引合価格 (ロ)評価手法（割引現在価値法、オプション価格計算モデル等）に基づく見積価格 を用いて算出しているか。</p> <p>また、以下の点にも留意しているか。</p> <p>店頭デリバティブの価格算定については、 (イ) 取引時と期末の算定方法が概ね同一であるか (ロ) 会計監査人等による外部監査人のチェックを受けているか (ハ) 内部検査でチェックが行われているか 等により、公正性を確保するための対応が図られているか。 「公正価値算定要領」等に規定される、 (イ) 基礎データの種類とその入手先 (ロ) 基礎データの入手時刻 (ハ) 基礎データからイールドカーブを作成する方法 (ニ) 基礎データの保管方法と保管期間 (ホ) 補正を行う場合の補正手続き が遵守されているか、また継続使用されているか。</p>	
	(11) 情報の開示	<p>(11) 「重要な会計方針」の開示の観点から、適切な区分経理、客観的な時価の把握・管理について以下の点を開示しているか。</p> <p>特定取引勘定の枠組み（「特定取引目的の取引」の定義、具体的な対象商品、組織区分等） 時価の考え方（時価評価に公正価値の概念を用いること、公正価値算定要領の概要、客観性確保手段等） 特定取引勘定に係る財務情報</p>	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
3 職責の分離	相互牽制体制の構築	<p>リスク管理部門は、市場部門、事務管理部門が複数のシステムで運営している場合には、ポジション情報等を市場部門と事務管理部門の双方から取り、両者に齟齬が無いことを確認し（一体のシステムで運営されている場合には必要ない）、ポジション枠等の管理規程の遵守状況をモニターするほか、リスク管理に係る体制の整備・運営、情報を収集・加工し取締役会等へ報告する等の役割を適切に実施しているか。また、リスク管理部門には取引のモニターに必要な人員を確保しているか。</p> <p>リスク管理部門では、期中損益（評価損益を含む）の出方に異常がないかどうか定期的に精査・分析を行っているか。</p> <p>〔GD〕市場取引及びリスク管理手法の専門家を集めた独立のリスク管理部門を設置しているか。</p> <p>〔CD、EU〕市場取引及びリスク管理手法の専門家を集めた独立のリスク管理部門を設置していることが望ましいが、そうでない場合には、例えば、企画部の中にリスク管理グループ等を設置していることなどにより対応しているか。</p> <p>相互牽制機能の発揮のために次の点に留意しているか。</p> <p>チーフ・ディーラーと事務管理部門担当者との馴れ合い等により、ディーラーが直接勘定系の操作をしたり、指示したりし得る立場になっていないか。</p> <p>ベテラン・ディーラーであることから、上司（支店長や担当役員）から個人的にも信頼が厚く、他の行員から聖域化されていないか。特定の人材に依存する場合には、人的リスクが高くなることを認識し、注意深く管理しているか。</p> <p>市場部門の責任者の下にコンファメーション班を置いたり、同一人が市場部門と事務管理部門の責任者を兼務するなど、組織上の分離が機能しないような運用になっていないか。</p> <p>全ての情報が迅速、かつ正確にリスク管理部門に伝達されているか。</p> <p>リスク管理上、何か問題が発生した場合には、担当者又は部門内で処理されず、リスク管理部門等へ迅速、かつ正確に伝達されているか。</p> <p>独立したリスク管理部門を設置し、また、専門性を持ったスタッフを配置しているなど、リスク管理情報が取引部門からの影響を受けることなく、担当取締役等に報告される体制となっているか。</p>	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
		<p>ディーラーの取引状況については、24時間録音され、定期的に抽出等の方法により録音内容と取引記録の照合等を行っているか。</p> <p>録音済のテープは一定期間保管されているか（テープの保管・管理は、市場部門、事務管理部門から分離されたセクション（リスク管理部門等）、又は職責が分離された事務管理部門の他のセクションが担当しているか。）。なお、事務管理部門の電話も後日の確認のために、録音していることが望ましい。</p> <p>なお、ディーラーの取引状況の録音内容とディーリング・チケット（取引記録）との照合を行う際には、ディーリング・チケットを録音内容によりチェックしていくのではなく、録音内容に該当するディーリング・チケットが全てあるかどうかチェックしているか。</p> <p>在宅ディーリングは、営業時間外のリスク回避等のために限定された条件の下で行われているか。取引量、種類、ディーラーを特定して管理されているか（規定上も明文化されているか。）。また、アンサー・フォンの設置等により取引記録を録音管理しているか。</p> <p>ディーラーの取引状況の録音内容は、定期的にディーリング・チケットと照合していることをディーラーに周知徹底しているか。</p>	
4情報伝達	(1) リスク管理部門の情報へのアクセス	(1) リスク管理部門は、各市場部門から直接、適切かつ包括的な取引情報等の内部データ及び市場データが入手できる体制となっているか。また、リスク管理部門は、各部門のミドル・オフィス等に対し直接、指揮・監督を行える体制となっているか。	
	(2) デーリング・サポート・システム等の整備	(2)〔GD〕携わっている全ての主要商品について、ディーラー（又はユニット）毎、拠点毎のポジションがリアルタイム又は日次ベースで時価評価できるディーリング・サポート・システムを確保しているか。 〔CD〕携わっている全ての主要商品について、ディーラー（又はユニット）毎、拠点毎のポジションについて、少なくとも日次ベースで時価評価できるディーリング・サポート・システムを確保しているか。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
	(3) 事務処理等に対応したコンピュータシステムの整備	(3) 携わっている全ての取引に係る基本的な事務処理、決済及び管理に十分対応できる勘定系・情報系のコンピュータシステムを確保し管理しているか。	
	(4) バックアップ体制の整備	(4) 実効性あるコンティンジェンシープランを含むバックアップ体制を整備しているか。	
	(5) システムの安全性確保	(5) システムの安全性確保について、システムへ権限のない者がアクセスすることを排除するため、入室制限やパスワードによるアクセス制限等の対策を講じているか。	
	(6) 情報のリスク管理部門への伝達	(6) 市場部門等は、全ての情報を、迅速、かつ、正確にリスク管理部門に伝達しているか。リスク管理上、何か問題が発生した場合には、担当者又は部門内で処理されず、リスク管理部門等へ迅速、かつ、正確に伝達されているか。	

流動性リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

「流動性リスク」とは、金融機関の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）と、市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）からなる。

検査官は、「リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（共通編）」、「市場関連リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」及び本チェックリストにより、流動性リスクの管理態勢の確認検査を行うものとする。なお、資金繰りリスクについては本チェックリストにより、市場流動性リスクについては「市場関連リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」により検証を行なうものとする。

また、本チェックリストは、邦銀の海外拠点（海外支店、現地法人及び駐在員事務所等。ただし、本チェックリストの対象として検査を行うかどうかは、現地法制を含む法令等を踏まえて実態に応じて判断する。）及び外国銀行の在日支店も含め、全ての預金等受入金融機関を対象としている。なお、協同組織金融機関のチェックに当たっては、チェックリスト中「取締役会」とあるのは「理事会」に、「取締役会等」とあるのは「理事会等」に、「代表取締役」とあるのは「代表理事」に、「取締役」とあるのは「理事」に、「監査役、監査役会」とあるのは「監事」に読み替える（協同組織金融機関にあっては、会計監査人の選任を義務付けられる場合が限定されているので、その点に留意する必要がある。）

【本検査マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】

本検査マニュアルはあくまで検査官が金融機関を検査する際に用いる手引書として位置づけられるものであり、各金融機関においては、自己責任原則の下、このマニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に生かし、それぞれの規模・特性に応じたより詳細なマニュアルを自主的に作成し、金融機関の業務の健全性と適切性の確保に努めることが期待される。

マニュアルの各チェック項目は検査官が金融機関のリスク管理態勢を評価する際の基準であり、これらの基準の達成を金融機関に直ちに法的に義務づけるものではない。マニュアルの適用にあたっては、金融機関の規模や特性を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。チェック項目に記述されている字義通りの対応が金融機関においてなされていない場合であっても、金融機関の業務の健全性及び適切性確保の観点からみて、金融機関の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは金融機関の規模や特性に応じた十分なものである、と認められるのであれば、不適切とするものではない。

したがって、検査官は、立入検査の際に金融機関と十分な意見交換を行う必要がある。

（注）チェック項目についての説明

チェック項目の語尾が「しているか」又は「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての金融機関に対してミニマム・スタンダードとして求められる項目である。

したがって、検査官は各チェック項目を確認の上、その実効性を十分検証する必要がある項目である。

チェック項目の語尾が「望ましい」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての金融機関に対してベスト・プラクティスとして望まれる項目である。

したがって、検査官は各チェック項目の確認をすれば足りる項目である。

なお、両者を組み合わせて、国際統一基準により自己資本比率を算定している金融機関（以下「国際統一基準適用金融機関」という。）にあっては、国内基準により自己資本比率を算定している金融機関（以下「国内基準適用金融機関」という。）にあっては、としている項目がある。

（注）取締役会及び取締役会等についての説明

「取締役会」の役割とされている項目については、取締役会自身においてその実質的内容を決定することが求められるが、その原案の検討を常務会等で行うことを妨げるものではない。

「取締役会等」には、取締役会のほか、常務会、経営会議等を含む。なお、「取締役会等」の役割とされている項目についても、取締役会自身において決定することが望ましいが、常務会等に委任している場合には、取締役会による明確な委任があること、常務会等の議事録の整備等により事後的検証を可能としていることに加え、取締役会に結果を報告する又は常務会等に監査役の参加を認める等により、十分な内部牽制が確保されるような体制となっているかを確認する必要がある。

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
・リスク管理に対する認識等 1．取締役の認識及び取締役会等の役割	(1) 資金繰りリスクに対する理解	(1) 取締役は、資金繰りに支障をきたせば、場合によっては経営破綻に直結し、システミックリスクが顕在化するおそれがあることを理解しているか。	(注)「資金繰り管理部門」とは、日々の資金繰りの管理・運営を行っている部門をいい、「リスク管理部門」とは、資金繰りに関する内部基準等の遵守状況等のモニターを行っている部門をいう。以下同じ。
	(2) 資金繰りリスクを考慮した戦略目標	(2) 取締役会は、戦略目標を定めるに当たり、資金繰りリスクを考慮しているか。	
	(3) 資金繰りリスク管理体制の整備	(3) 取締役会は、資金繰りリスクの管理に当たり、例えば、資金繰り管理部門とリスク管理部門を分離するなど、適切な資金繰りリスク管理を行うため、相互牽制機能が十分発揮される体制を整備しているか。 なお、資金繰り管理部門が、リスクの状況に応じて直接代表取締役に流動性確保のための方策を申し立てることが出来る体制となっているか。	
	(4) リミットの設定及び見直し	(4) 代表取締役は、適切な資金繰り管理を行うため、資産運用の内容、調達状況等により、必要に応じ、リミットの設定及び見直しを行い取締役会に対して報告を行っているか。 また、取締役会は、報告を受けた内容が流動性リスク管理方針を遵守したものであったかを検証しているか。	
2．管理者の認識及び役割	(1) 資金繰りに関する規定の整備	(1) 資金繰り管理部門及びリスク管理部門の管理者は、資金繰りの状況をその資金繰りの逼迫度に応じて区分（例えば、平常時、懸念時、危機時等）し、各区分時における管理手法、報告方法、決裁方法等の規定を取締役会等の承認を得た上で整備しているか。	(注)「管理者」とは、営業店長と同等以上の職責を負う上級管理職（取締役を含む）をいう。以下同じ。
	(2) 適切な資金繰り管理の実行	(2) 資金繰り管理部門の管理者は、流動性リスク管理方針及びリスク管理の規定に従い、資金繰りを適切に管理しているか。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
<p>適切なリスク管理態勢の確立</p> <p>1. リスクの認識と評価</p>	<p>(1) 資金繰りリスクに関する要因分析及び対応策の整備</p>	<p>(1) 資金繰り管理部門は、資金調達に影響を及ぼすと思われる自行の株価、風評等の情報を収集、分析し、対応策を策定しているか。</p> <p>また、円貨・外貨別、国内拠点・海外拠点別に資金繰り管理部門が分かれている場合は、それぞれの資金繰りリスクを統合して管理しているか。</p>	
	<p>(2) 連結対象子会社の流動性の状況把握</p>	<p>(2) 資金繰りリスクの管理に当たっては、連結対象子会社が資金繰り悪化により破綻した場合においても、当該金融機関に影響を与える可能性が大きいことから、その状況を把握・考慮した対応を行っているか。</p>	
<p>2. 資金繰りリスク管理</p>	<p>(1) 流動性評価の実施及び資産・負債両面からのリスク管理</p>	<p>(1) 資金繰り管理部門は、資産・負債の両面から流動性についての評価を行うとともに、調達可能時点と金額、担保差入可能額と金額などの流動性の確保状況を把握しているか。</p>	
	<p>(2) 資金繰り管理の適切性</p>	<p>(2) 資金繰り管理部門は、下記の項目について必要に応じ管理し、資金繰りに対する影響を早期に把握した上で、円貨・外貨について、日次の資金繰り表、週次及び月次の資金繰り見通しを作成しているか（国際統一基準適用金融機関にあつては、これに加え、四半期ベースの資金繰り見通しをも作成しているか。また、国内基準適用金融機関にあつても、四半期ベースの資金繰り見通しを作成していることが望ましい。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 大口資金移動の集中管理 ロ 市場性資金の調達管理 ハ 運用、調達の商品別、期間別構成の管理 ニ 担保繰りの管理 ホ 預金等の期落ち管理 ヘ 契約上の受信及び受信枠の残高管理 ト 支払準備資産の管理 チ キャッシュの管理（ATM等を含む） リ 各国通貨毎の資金繰りの管理 ヌ 各国通貨間の融通も考慮した資金繰りの管理 <p style="text-align: right;">等</p>	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
		<p>リスク管理部門は、下記の項目について必要に応じ管理し、資金繰りに対する影響を早期に把握した上で、取締役会等及び資金繰り管理部門に情報を提供するとともに、資金繰り管理部門を牽制しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 預貸金計画と実績の管理並びにその分析 ロ 市場性資金の調達枠の管理 ハ 資金ギャップ枠の管理 ニ 契約上の受信及び受信枠の残高管理並びにその分析 ホ 特定先へ依存した調達状況の管理 ヘ 日銀への調達依存管理 <p style="text-align: right;">等</p>	
	(3) 資金繰りリスクの管理方法の適切性	<p>(3) 資金繰り管理部門は、各業務部門等の報告等を基に、運用予定額（ローン・保証等の実行予定額）、調達可能額（インターバンク・オープン市場における調達可能額、預金受入・解約見込額等）を把握しているか。</p> <p>また、運用予定額、調達可能額を把握するに当たっては下記の項目について考慮しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> オフバランス取引（通貨スワップ等含む） コミットメントライン 当座貸越契約 実態に応じた運用期間の把握（例えば、形式的には短期の運用となっているが、実態は長期の運用となっているものなど） 特定先への調達依存状況（集中リスク） 日銀への調達依存状況 資金繰りの逼迫度（例えば、平常時、懸念時、危機時等） <p>なお、マネーポジションの金融機関にあつては、資金ギャップ限度の設定・見直しを随時行っているか。</p>	(注)「業務部門等」とは、業務部門、営業店、海外拠点をいう。以下同じ。
	(4) 流動性リスクを考慮した業務運営等	(4) 各業務部門は、資金繰り管理部門が把握した資金繰りの状況に応じて、流動性リスクを考慮した業務運営を行っているか。	
	(5) 支払準備金及び資金調達手段の確保	(5) 資金繰り管理部門は、資金繰りの逼迫度（例えば、平常時、懸念時、危機時等）に応じた調達手段を確保しておくとともに、預金の払い戻し等に対する支払準備資産（手許現金、預け金等）を確保しているか。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
3．情報伝達	(1) 各業務部門等の資金繰り管理部門、リスク管理部門に対する報告	(1) 各業務部門等は、資金繰り管理部門、リスク管理部門との連携を密にし、大口の資金移動等の報告を迅速・的確に行っているか。 また、資金繰りに大きな見込違いが生じないよう、営業店等が回金予想額を把握し、資金繰り管理部門に報告しているか。 なお、リスク管理部門は適時直接情報を入手出来る権限、システム等を装備していることが望ましい。	(注)「営業店等」とは、営業店及び海外拠点をいう。
	(2) リスク管理部門の取締役会等に対する報告	(2) リスク管理部門は、の2の2のにより把握した情報を定期的及び状況に応じ随時、代表取締役及び担当取締役に報告し、取締役会等に対しても定期的及び状況に応じ随時、報告しているか。	
	(3) 資金繰り管理部門の取締役会等に対する報告	(3) 資金繰り管理部門は、資金繰りの現状及び予測について、定期的(週一回)及び逼迫度の状況に応じ随時、代表取締役、担当取締役に報告し、取締役会等に対しても定期的及び状況に応じ随時、報告しているか。	
	(4) 資金繰りリスク管理のためのシステムの装備	(4) 資金繰り管理部門及びリスク管理部門は、適切な状況把握及びリスク管理を行うためのシステムを装備していることが望ましい。	
4．危機管理体制の確立	(1) 流動性危機時の対応策の整備	(1) 資金繰り管理部門及びリスク管理部門は、流動性危機時の対応策の策定、重要な見直しに当たっては、取締役会の承認を受けているか(上記以外の見直しに当たっては、取締役会等の承認を受けているか。)。 対応策の内容としては、連絡・報告体制(直接代表取締役に報告される体制)、対処方法(調達手段の確保)、決裁権限・命令系統等を含んでいるか。 また、適時対応策を見直し、常時対応可能なものとしているか。	
	(2) 調達手段の確保	(2) 資金繰り管理部門は、国内外において即時売却可能ないは担保として利用可能な資産(国債など)の保有や円投入、円転換等による調達可能時点・金額を常時把握するとともに、各中央銀行、市中金融機関から調達が行えるよう借入枠を設定するなど、危機時を想定した調達手段を確保しているか。 また、危機時において、有価証券の処分など、資金調達のための資産の流動化が円滑に行えるよう、常時、取引環境等に配慮しているか。	

事務リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクである。

検査官は、「リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（共通編）」及び本チェックリストにより事務リスクの管理態勢の確認検査を行うものとする。

また、本チェックリストは、邦銀の海外拠点（海外支店、現地法人及び駐在員事務所等。ただし、本チェックリストの対象として検査を行うかどうかは現地法制を踏まえ実態に応じて判断する。）及び外国銀行の在日支店も含め、全ての預金等受入金融機関を対象としている。なお、協同組織金融機関のチェックに当たっては、本チェックリスト中「取締役会」とあるのは、「理事会」に、「取締役会等」とあるのは「理事会等」に「代表取締役」とあるのは「代表理事」に、「取締役」とあるのは「理事」に、「監査役、監査役会」とあるのは「監事」に読み替える（協同組織金融機関にあっては、会計監査人の選任を義務付けられる場合が限定されているので、その点に留意する必要がある。）。

【本チェックリストにより検査を行うに際しての留意事項】

本検査マニュアルはあくまでも検査官が金融機関を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものであり、各金融機関においては、自己責任原則の下、このマニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に生かし、それぞれの規模・特性に応じたより詳細なマニュアルを自主的に作成し、金融機関の業務の健全性と適切性の確保に努めることが期待される。

マニュアルの各チェック項目は、検査官が金融機関のリスク管理態勢を評価する際の基準であり、これらの水準の達成を金融機関に直ちに法的に義務付けるものではない。

マニュアルの適用にあたっては、金融機関の規模や特性を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。チェック項目に記述されている字義通りの対応が金融機関においてなされていない場合であっても、金融機関の業務の健全性及び適切性確保の観点からみて、金融機関の行っている対応が合理的なものであり、さらにチェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは金融機関の規模や特性に応じた十分なものである、と認められるのであれば、不適切とするものではない。

したがって、検査官は、立入検査の際に金融機関と十分な意見交換を行う必要がある。

（注）チェック項目についての説明

チェック項目の語尾が「しているか」または「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての金融機関に対してミニマム・スタンダードとして求められる項目である。したがって、検査官は各チェック項目を確認の上、その実効性を十分検証する必要がある項目である。

チェック項目の語尾が「望ましい」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての金融機関に対してベスト・プラクティスとして望まれる項目である。

したがって、検査官は各チェック項目の確認をすれば足りる項目である。

なお、両者を組み合わせて、国際統一基準により自己資本比率を算定している金融機関（以下「国際統一基準適用金融機関」という。）にあっては、国内基準により自己資本比率を算定している金融機関（以下「国内基準適用金融機関」という。）にあっては としている項目がある。

（注）取締役会と取締役会等の説明

「取締役会」の役割とされている項目については、取締役会自身においてその実質的内容を決定することが求められるがその原案の検討を常務会等で行うことを妨げるものではない。

「取締役会等」には、取締役会のほか、常務会、経営会議等を含む。なお、「取締役会等」の役割とされている項目についても、取締役会自身において行われることが望ましいが、常務会等に委任している場合には、取締役会による明確な委任があること、常務会等の議事録の整備等により事後的検証を可能としていることに加え、取締役会に結果を報告する、又は、常務会等に監査役等の参加を認める等により、十分な内部牽制が確保されるような体制となっているかを確認する必要がある。

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
<p>・リスク管理に対する認識等</p> <p>1. 取締役の認識及び取締役会等の役割</p>	<p>取締役のリスク管理の理解及び認識</p>	<p>取締役は、全ての業務に事務リスクが所在していることを理解し、事務リスクを軽減することの重要性を認識し適切な方策を講じているか。</p>	
<p>2. 管理者の認識及び役割</p>	<p>管理者のリスク管理の理解及び認識</p>	<p>管理者は、事務リスクを軽減することの重要性を自覚し、各部門の担当者に事務リスク軽減の重要性及び軽減のための方策を認識させ適切な方策を講じているか。</p> <p>また、事務リスクを把握するに当たっては、業務上の損失の潜在的規模と業務上の損失の発生可能性との観点等から分析し、例えば、予想損失額を計量化するなど、リスク管理を適切に評価していることが望ましい。</p>	<p>(注)</p> <p>「管理者」とは、営業店長と同等以上の職責を負う上級管理職（取締役を含む。）をいう。以下同じ。</p>
<p>・監査及び問題点の是正</p> <p>1. 内部検査</p>	<p>検査部門の検査の手法及び内容</p>	<p>検査部門は、本部検査、自店検査の手法及び内容を、実施基準、実施要領として作成しているか。</p> <p>なお、自店検査の実施基準、実施要領を事務部門等が作成している場合は、検査部門は承認を行っているか。</p> <p>検査部門は、本部検査、自店検査の結果を分析し、これを的確に各業務部門及び営業店へ通知しているか。</p> <p>また、各業務部門管理者及び営業店長は、検査結果を事務水準の向上に役立てているか。</p>	<p>(注)</p> <p>「内部検査」とは、検査部門による本部検査、各業務部門又は営業店による自店検査をいう。以下同じ。</p> <p>(注)</p> <p>「営業店」とは、営業店及び海外拠点をいう。以下同じ。</p> <p>(注)</p> <p>「営業店長」とは、営業店長及び海外拠点の長をいう。以下同じ。</p>
<p>2. 問題点の是正</p>	<p>取締役会及び管理者への問題点の報告</p>	<p>取締役会に対して、検査結果、その他必要な事項を定期的（必要に応じ随時）に報告しているか。特に経営に重大な影響を与える不祥事件については、その都度報告しているか。</p> <p>また、代表取締役に対し、事務ミス の頻度、重要度、原因、改善策等について正確かつ具体的に記載した報告を行っているか。</p>	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
3. 不祥事件等	1 不祥事件	<p>1 不祥事件については、監督当局への報告を行い、さらに法令に従い適切に処理しているか。なお、刑罰法令に抵触している恐れのある事実については速やかに警察等関係機関等への通報を行っているか。</p> <p>経営に重大な影響を与えるような問題については、速やかに事務部門、検査部門へ報告するとともに、取締役会に報告しているか。</p> <p>不祥事件の調査・解明は、事件とは独立した部門（検査部門等）で行っているか。</p> <p>また不祥事件の発生の原因を分析し、未然防止の観点から各業務部門長及び営業店長に分析結果を還元するとともに、再発防止のための措置を速やかに講じているか。</p> <p>不祥事件の事実関係の調査、関係者の責任追求、監督責任の明確化を図る体制を整備しているか。</p>	
	2 顧客からの苦情等	<p>2 顧客からの苦情等（不祥事件につながる恐れのある問い合わせ等も含む）については、その処理の手続を定めているか。</p> <p>顧客からの苦情等（不祥事件につながる恐れのある問い合わせ等も含む）は、処理の手続に従い事務部門及び関係業務部門と連携のうえ、速やかに処理を行っているか。</p> <p>顧客からの苦情等（不祥事件につながる恐れのある問い合わせ等も含む）の内容は、処理結果も含めて、記録簿等により記録・保存するとともに、定期的に事務部門、検査部門に報告しているか。</p> <p>経営に重大な影響を与えるような問題については、速やかに事務部門、検査部門へ報告するとともに、取締役会に報告しているか。</p>	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
<p>・事務リスク管理態勢</p> <p>1. 事務部門の役割</p>	1 事務部門の組織整備	<p>1 事務規定等を整備する部署を明確化しているか。 事務指導及び研修を行う部署を明確化し、その機能を十分に発揮できる体制を整備しているか。 事務部門では、事務処理に係る営業店からの問い合わせ等に迅速かつ正確に対応できる体制を整備しているか。 事務部門は、営業推進部門と独立し、十分に牽制機能が発揮される体制を整備しているか。</p>	
	2 規定の整備状況	<p>2 事務規定は、網羅的かつ法令等に則ったものとなっているか。 また、規定外の取扱及び規定の解釈に意見の相違があった場合の処理手続を明確化しているか。 事務部門は、業務内容についての分析を行い、事務リスクの所在を確定し、そのリスクが生じないような規定を整備しているか。 事務規定は、特に、現金・現物・重要書類・便宜扱等異例扱い等について、明確に定めているか。 事務規定は、営業店の事務だけでなく、その他各業務部門の事務についても定めているか。 事務規定を、検査結果、不祥事件、苦情・問い合わせ等で把握した問題点を踏まえ、必要に応じて見直し、改善しているか。 事務規定を、法令等の外部環境が変化した場合等についても、必要に応じて見直し、改善しているか。</p>	
	3 内部管理	<p>3 事務部門は、 営業店の事務管理態勢を常時チェックする措置を講じているか。 営業店長が、不正なことを隠蔽しないような体制を整備しているか。 検査部門等と連携して営業店の事務水準の向上を図っているか。</p>	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
2. 営業店の役割	1 営業店長の役割	<p>1 営業店長は、 事務処理について生ずるリスクを常に把握しているか。 適正な事務処理・規定等の遵守状況、各種リスクが内在する事項についてチェックを行っているか。 精査・検印担当者自身が業務に追われ、精査・検印が本来の機能を発揮していないことがないように努めているか。 自店の事務処理上の問題点を把握し、改善しているか。 特に便宜扱い等の異例扱いについて、厳正に対処しているか。 規定外の取扱いを行う場合については、事務部門及び関係業務部門と連携のうえ責任をもって処理をしているか。</p>	
	2 厳正な事務管理	<p>2 事務処理を、厳正に行っているか。 精査・検印は、形式的、表面的であってはならず、実質的で厳正に行っているか。 現金事故は、発生後直ちに営業店長へ連絡し、かつ事務部門・検査部門等必要な部門に報告しているか。 取引の開始、大口現金取引等に当たっては、当局の定める基準に従い、厳格に本人確認を行っているか。 便宜扱い等の異例扱いについては、必ず営業店長又は役席等の承認を受けた後に処理しているか。 規定外の取扱いを行う場合には、事務部門及び関係業務部門と連携のうえ、必ず営業店長の指示に基づき処理をしているか。</p>	
	3 顧客保護	<p>3 顧客に対して公正な事務処理を行っているか。 顧客との取引に当たっては、取引の内容等を顧客に対し、適切かつ十分な説明を行っているか。 特に、顧客自身がリスクを負っている商品の販売に当たっては、顧客に対し、適切かつ十分な説明を行い、必要に応じて顧客から説明を受けた旨の確認を行っているか。 顧客情報は法的に許される場合及び顧客自身の同意がある場合を除き、第三者に開示していないか。 さらに、融資先の財務情報など、個別企業に関わる情報については、特に厳重かつ慎重に取り扱っているか。</p>	
	4 自店検査の機能発揮	<p>4 実施基準、実施要領に基づき、実効性ある自店検査を実施しているか。 また、その結果を検査部門へ報告しているか。</p>	

以下については、検査官が事務リスク管理の状況について実際に検査を行う際に活用するため、あくまでも例示として掲げたものであり、金融機関の全業務を網羅したものではない。
 検査に当たっては、実際の事務処理状況のチェックは、基本的に金融機関の検査部門が負っていることに留意し、検査部門等各部門が有効に機能していることが確認出来れば、例示事項の全てについてまで、実際に検査を行う必要はなく、逆に各部門が有効に機能していないようであれば、さらに深くその他の業務分野についてもチェックを行う必要がある。
 新規業務、新商品販売を開始している際には、例示事項に掲げられていなくても実際に検査を行う必要がある。
 以下のポイントについては、単なる軽微な事務ミスを指摘することが目的ではなく、リスク管理態勢の機能の発揮状況を確認することを目的としていることに留意する。

項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
・事務取扱等	1 内部業務	1 内部業務の取扱について、例えば以下の点に留意しているか。 現金・現物の管理 イ．役席者による残高管理 ロ．現金事故の連絡 便宜扱等の異例扱いによる取引 イ．便宜扱等の異例扱いの記録 ロ．営業店長又は役席者の承認 ハ．便宜扱等の異例扱いの補完処理 ニ．便宜扱等の異例扱いの多発先、経常先及びその担当者等のチェック 役席キーを使用する取引 イ．起算取引などの特殊取引のチェック ロ．役席キーを必要とする重要取引の選別 過振りの発生状況 イ．決済懸念のない先等過振先の確定 ロ．資金負担の発生する取引に対する事前の承認 書損証書等の取扱 手数料徴求・物件費支払い 喪失届の取扱 総合振入、資金化前振入の管理 店頭預り物件の保管状況 CDカードの管理 手形取扱、小切手取扱、内国為替取扱・送金、外国為替 マネーローダリング関連 イ．本人確認の懈怠（事務ガイドライン「別添連絡文書集」麻薬等の薬物の不正取引に伴うマネーローダリングの防止について） 口座の開設、貸金庫の貸与、保護預り、信託取引又は大口現金取引を行う場合（事務ガイドライン） ロ．金融機関等による疑わしい取引の届出（麻薬特例法第5条） ハ．不法収益等隠匿及び収受（麻薬特例法第9条及び第10条）	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
	2 渉外業務	2 渉外業務の取扱について、例えば以下の点に留意しているか。 届け金や電話依頼による送金 預り証の発行・回収 渉外・内部事務部門間の現物の授受 現金・通帳・帳票などの長期預り 集金先の事故防止 出先払い	
	3 預金関係業務	3 預金関係業務の取扱について、例えば以下の点に留意しているか。 預金者に対する情報の提供 イ．主要な預金金利の店頭表示 ロ．手数料一覧の店舗内備置・縦覧 ハ．取り扱う預金商品のうち預金保険の対象となるものの明示 ニ．商品内容全般に対する情報提供 ホ．変動金利預金の基準とされている指標及び一定利率設定方法が定められている場合は、その方法及び金利情報の適切な提供 協力預金、歩積両建預金 イ．過度な協力預金、過大な歩積預金及び両建預金の防止 ロ．預金増強運動が過剰な勧誘とならないような歯止め措置 ハ．期末計数を重視した業務計画への配慮 別段預金・仮受金・仮払金 保険付定期預金 元本保証のない商品の取扱 導入預金等法律に抵触する行為	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
	4 貸出金関係業務	<p>4 貸出金関係業務の取扱について、例えば以下の点に留意しているか。</p> <p>本人確認（借主、保証人、担保提供者等の意思確認） 担保物件評価・管理</p> <p>イ．不動産鑑定士又は路線価等により根拠のある客観的な評価 ロ．担保物件又は保証書等についての担保台帳・管理簿等への記載状況 ハ．火災保険の付保と更新</p> <p>二．連帯保証人の意思確認（保証確認） 保険料ローン 申込案件の進捗管理 大口先、赤字先等の管理</p>	
	5 証券関係業務	<p>5 証券関係業務の取扱について、例えば以下の点に留意しているか。</p> <p>公社債の窓口販売業務</p> <p>イ．売買に関する虚偽の表示、自己の保有する特定の有価証券の大量推奨販売、信用供与を利用した行為等の禁止行為等に留意した業務運営の確保</p> <p>ロ．証券取引法等の法規制や日本証券業協会等の規則に沿った規定の整備</p> <p>ハ．職員に対する周知徹底 投資信託販売業務</p> <p>イ．内部管理統括責任者、営業責任者、内部管理責任者等の責任者の設置</p> <p>ロ．「自己責任原則」、「適合性の原則」に基づき、断定的判断の提供による勧誘、取引一任勘定、損失補填、利益追加等の禁止行為等に留意した業務運営の確保</p> <p>ハ．証券取引法、証券投資信託法等の法規制や日本証券業協会等の規則に沿った規定の整備</p> <p>ニ．元本割れするリスクを負っていることの顧客に対する適切かつ十分な説明</p> <p>ホ．間貸し方式を採用している金融機関については、投資信託の直接募集・解約等のための他と区別された専用のスペースの設置</p> <p>ヘ．職員に対する周知徹底</p>	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
	6 その他業務	<p>6 その他業務の取扱について、例えば以下の点に留意しているか。</p> <p>商品ファンド</p> <p>イ．名義貸し、金銭等の貸付・媒介、不当な勧誘等禁止行為等の投資家保護等のための規制に留意した業務運営の確保</p> <p>ロ．元本割れ等のリスクを伴う商品であることの顧客に対する適切かつ十分な説明</p> <p>ハ．職員に対する周知徹底</p> <p>抵当証券</p> <p>イ．名義貸し、不当な勧誘等禁止行為等の購入者保護のための規制に留意した業務運営の確保</p> <p>ロ．元利金を保証する契約であるか否か等商品内容についての購入者に対する適切かつ十分な説明</p> <p>ハ．職員に対する周知徹底</p> <p>貸付債権信託</p> <p>イ．顧客の知識や経験等に応じた勧誘</p> <p>ロ．顧客への適切かつ十分な説明</p> <p>ハ．職員に対する周知徹底</p> <p>小口債権販売</p> <p>地方公共団体等に対する債権の流動化</p> <p>一般貸付債権の流動化</p> <p>ローン・パーティシペーション</p> <p>外為業務</p> <p>イ．金融機関等による疑わしい取引の届出（麻薬特例法第5条）</p> <p>ロ．不法収益等隠匿及び收受（麻薬特例法第9条及び第10条）</p> <p>ハ．金融機関等の本人確認義務</p> <p>二．金融機関等の本人確認の実施状況の報告（外為法第55条の2）</p> <p>両替業務</p> <p>イ．金融機関等による疑わしい取引の届出（麻薬特例法第5条）</p> <p>ロ．不法収益等隠匿及び收受（麻薬特例法第9条及び第10条）</p> <p>ハ．金融機関等の本人確認義務</p>	

システムリスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクである。

検査官は、「リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（共通編）」及び本チェックリストにより、システムリスクの管理態勢の確認検査を行うものとする。しかしながら、管理態勢に問題が見られ、さらに深く業務の具体的検証をすることが必要と認められる場合には、検査官は、「金融機関等コンピュータシステムの安全基準書」及び「同解説書」（財団法人金融情報システムセンター編）に基づき、またコンティンジェンシープランの具体的検証に当たっては、「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン要領」及び「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン策定のための手引書」（財団法人金融情報システムセンター編）に基づき行うものとする。

また、本チェックリストは、邦銀の海外拠点（海外支店、現地法人及び駐在員事務所等。ただし、本チェックリストの対象として検査を行うかどうかは現地法制を踏まえ実態に応じて判断する。）及び外国銀行の在日支店も含め、全ての預金等受入金融機関を対象としている。なお、協同組織金融機関のチェックに当たっては、チェックリスト中「取締役会」とあるのは「理事会」に、「取締役会等」とあるのは、「理事会等」に、「代表取締役」とあるのは「代表理事」に、「取締役」とあるのは「理事」に、「監査役、監査役会」とあるのは「監事」に読み替える（協同組織金融機関にあっては、会計監査人の選任を義務付けられる場合が限定されているので、その点に留意する必要がある。）。

【本チェックリストにより検査を行うに際しての留意事項】

本検査マニュアルはあくまでも検査官が金融機関を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものであり、各金融機関においては、自己責任原則の下、このマニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に生かし、それぞれの規模・特性に応じたより詳細なマニュアルを自主的に作成し、金融機関の業務の健全性と適切性の確保に努めることが期待される。

マニュアルの各チェック項目は、検査官が金融機関のリスク管理態勢を評価する際の基準であり、これらの水準の達成を金融機関に直ちに法的に義務付けるものではない。

マニュアルの適用にあたっては、金融機関の規模や特性を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。チェック項目に記述されている字義通りの対応が金融機関においてなされていない場合であっても、金融機関の業務の健全性及び適切性確保の観点からみて、金融機関の行っている対応が合理的なものであり、さらにチェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは金融機関の規模や特性に応じた十分なものである、と認められるのであれば、不適切とするものではない。

したがって、検査官は、立入検査の際に金融機関と十分な意見交換を行う必要がある。

また、特に、システムリスクの管理態勢の確認検査を行うに当たっては、個別システムの重要度及び性格に検査官は十分留意することとする。

- ・ システムの重要度とは、当該システムの顧客取引または経営判断への影響の大きさを表す。
- ・ システムの性格とは、コンピューターセンターにおける中央集中型の汎用機システム、クライアントサーバーシステム等の分散系システム、ユーザー部門設置の単体システム等を表し、それぞれに適した管理手法がある。

（注）チェック項目についての説明

チェック項目の語尾が「しているか」または「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての金融機関に対してミニマム・スタンダードとして求められる項目である。

したがって、検査官は各チェック項目を確認の上、その実効性を十分検証する必要がある項目である。

チェック項目の語尾が「望ましい」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての金融機関に対してベスト・プラクティスとして望まれる項目である。

したがって、検査官は各チェック項目の確認をすれば足りる項目である。

なお、両者を組み合わせて、国際統一基準により自己資本比率を算定している金融機関（以下「国際統一基準適用金融機関」という。）にあっては、国内基準により自己資本比率を算定している金融機関（以下「国内基準適用金融機関」という。）にあっては としている項目がある。

（注）取締役会及び取締役会等の説明

「取締役会」の役割とされている項目については、取締役会自身においてその実質的内容を決定することが求められるがその原案の検討を常務会等で行うことを妨げるものではない。

「取締役会等」には、取締役会のほか、常務会、経営会議等を含む。なお、「取締役会等」の役割とされている項目についても、取締役会自身において行われることが望ましいが、常務会等に委任している場合には、取締役会による明確な委任があること、常務会等の議事録の整備等により事後的検証を可能としていることに加え、取締役会に結果を報告する、又は常務会等に監査役等の参加を認める等により、十分な内部牽制が確保されるような体制となっているかを確認する必要がある。

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
<p>・リスク管理に対する認識等</p> <p>1. 取締役の認識及び取締役会等の役割</p>	<p>(1) 金融機関全体の経営方針に沿った戦略目標の明確化</p> <p>(2) リスク管理の方針の確立</p>	<p>(1) 取締役会は、戦略目標を定めているか。戦略目標には、情報技術革新を踏まえ、経営戦略の一環としてシステムを捉えるシステム戦略方針を含んでいるか。</p> <p>システム戦略方針には、システム開発の優先順位（制度的対応を優先すること・例：2000年問題、EUの統合、連結決算に対するシステム改革等）、情報化推進計画、システムに対する投資計画等を定めているか。</p> <p>(2) 取締役会は、リスク管理の基本方針を定めているか。リスク管理の基本方針には、セキュリティーポリシー（組織の情報資産を適切に保護するための基本方針）を含んでいるか。</p> <p>セキュリティーポリシーには、保護されるべき情報資産 保護を行うべき理由 それらについての責任の所在等を定めているか。</p>	
<p>・適切なリスク管理態勢の確立</p> <p>1. リスクの認識と評価</p>	<p>管理すべきリスクの所在、種類の特定</p>	<p>勘定系・情報系・対外系・証券系・国際系といった業務機能別システムのリスクの評価を含め、システム全般に通じるリスクを認識・評価しているか。</p> <p>システム部門以外において独自にシステムを構築する場合においても該当システムのリスクを認識・評価しているか。</p> <p>ネットワークの拡充（インターネット、電子メール）及びPC（パソコン）の普及等によりリスクが多様化・増加していることを認識・評価しているか。</p>	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
2. 職責の分離	相互牽制体制の構築	<p>国際統一基準適用金融機関にあつては、個人のミス及び悪意を持った行為を排除するため、システム開発部門と運用部門の分離分担を行っているか。</p> <p>また、海外拠点においては、下記 によるものとしてもよい。</p> <p>国内基準適用金融機関にあつては、上記 により分離分担を行っていることが望ましいが、要員数の制約から業務部門を開発部門と運用部門に明確に分離することが困難な場合には、開発担当と運用担当を定期的 にローテーションすること等により相互牽制を図っているか。</p> <p>また、上記 、 に関わらず、EUC（エンドユーザーコンピューティング）等開発と運用の組織的分離が困難なシステムについては、検査部門等により牽制を図っているか。</p> <p>システム部門から独立した検査部門が定期的にシステム検査を行っているか。</p> <p>検査結果については、定期的に取り締役会等に報告をしているか。</p>	
. 監査及び 問題点の是 正 1. 内部検査	(1) 検査部門の体制整備 (2) 検査部門の検査の手法及び内容 (3) コンピュータ犯罪・事故	(1) 検査部門は、システム関係に精通した要員を確保しているか。 (2) 検査対象は、システムリスクに関する業務全体をカバーしているか。システム部門及び独自にシステムを構築している部門に対しては、原則として年一回以上の本部検査を行っているか。 営業店等システム部門以外でのコンピュータ機器（端末機・ATM等）の使用に関する手続は、システムリスクの観点からのチェックをしているか。 内部検査を行うに当たっては、監査証跡（処理内容の履歴を跡付けることができるジャーナル等の記録）の確認等、システムの稼働内容について裏付けをとっておくことが望ましい。 (3) コンピュータ犯罪（ウィルス等不正プログラムの侵入、CD/ATMの破壊・現金の盗難、カード犯罪等）及びコンピュータ事故（ハードウェア、ソフトウェア、オペレーションミス、通信回線の故障、停電、外部コンピュータの故障等）に対して、十分に留意した体制を整備し、検査及び点検等の事後チェック体制を整備しているか。	（注）「内部検査」とは、検査部門による本部検査、各業務部門又は営業店による自店検査である。
2. 外部監査	外部監査の活用	国際基準適用金融機関にあつては、3年に1回以上は、システムリスクについての会計監査人等による外部監査を受けているか。（国内基準適用金融機関にあつても受けていることが望ましい。）	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
・企画・開発体制のあり方 1. 企画・開発体制	(1) 企画・開発体制	(1) 信頼性が高くかつ効率的なシステム導入を図る企画・開発のための規定を整備しているか。 機械化委員会等の横断的な審議機関を設置していることが望ましい。 中長期の開発計画を策定しているか。 システムへの投資効果を検討し、システムの重要度及び性格を踏まえ、必要に応じ（システム部門全体の投資効果については必ず）、取締役会に報告しているか。 開発案件の検討・承認ルールが明確になっているか。 本番システムの変更案件も承認のうえ実施しているか。	
	(2) 開発管理	(2) 開発に関わる書類やプログラムの作成方式は、標準化されているか。 開発プロジェクトごとに責任者を定め、システムの重要度及び性格を踏まえ取締役会等が進捗状況をチェックしているか。	
	(3) 規定・マニュアルの整備	(3) 設計、開発、運用に関する規定・マニュアルが存在しているか。 業務実態に即した見直しを実施しているか。 設計書等は開発に関わる書類作成の標準規約を制定し、それに準拠して作成していることが望ましい。 開発に当たっては、監査証跡（処理内容の履歴を跡付けることができるジャーナル等の記録）を残すようなシステムとすることが望ましい。 マニュアル及び開発に関わる書類等は、専門知識のある第三者に分かりやすいものとなっているか。	
	(4) テスト等	(4) テストは適切かつ十分に行われているか。 テストやレビュー不足が原因で、長期間顧客に影響が及ぶような障害や経営判断に利用されるリスク管理用資料等の重大な誤算が発生しないようなテスト実施体制を整備しているか。 テスト計画を作成しているか。 総合テストには、ユーザー部署も参加していることが望ましい。 検収に当たっては、内容を十分理解できる役職員により行われているか。	
	(5) 人材の養成	(5) 人材の養成に当たっては、開発技術の養成だけでなく、開発対象とする業務に精通した人材の養成を行っているか。 デリバティブ業務・電子決済等、専門性の高い業務分野や新技術について、精通した開発要員を養成していることが望ましい。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
	(6) 委託先管理	(6) システムの開発を外部ベンダー等に委託する際には、守秘義務契約を締結しているか。 派遣要員が接することができるデータには、必要に応じて一定の制限を設けているか。 委託業務の実施状況を管理簿等により把握しているか。	
2. 新規分野への進出	新規分野への進出	新規分野・新技術について、情報収集・研究等が行われ、経営戦略上の位置付けについて検討していることが望ましい。	
. 体制の整備 1. 管理体制	(1) セキュリティ管理体制	(1) 定められた方針、基準、及び手順に従ってセキュリティが守られているかを適正に管理するセキュリティ管理者を設置しているか。 (注) セキュリティは、例えば以下の観点から確保しているか。 イ. フィジカルセキュリティ (説 明) ・物理的侵入防止策 ・防犯設備 ・コンピュータ稼働環境の整備 ・機器の保守・点検体制 等 ロ. ロジカルセキュリティ (説 明) ・開発・運用の各組織間・組織内の相互牽制体制 ・開発管理体制 ・電子的侵入防止策 ・プログラムの管理 ・障害発生時の対応策 ・外部ソフトウェアパッケージ導入時の評価・管理 ・オペレーション面の安全管理 等 セキュリティ管理者は、システム、データ、ネットワーク管理体制を統括しているか。	
	(2) システム管理体制	(2) システムの安全かつ円滑な運用と不正防止のため、システムの管理手順を定め、適正に管理するシステム管理者を設置しているか。 システム管理者は、システム単位あるいは業務単位で設置していることが望ましい。 それぞれシステムの資産調査は1年に1度以上行い、適正なスクラップアンドビルドを行っているか。 本部・営業店・コンピュータセンターについて、それぞれの設備・機器も適切かつ十分に管理する体制を整備しているか。 社外に持ち出すコンピュータに対する適切かつ十分な管理体制を整備しているか。 システム部門以外で独自にシステムを構築しているシステムについても、システム管理者を定めているか。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
. 体制の整備 1 . 管理体制	(3) データ管理体制	(3) データについて機密性、完全性、可用性の確保を行うためにデータ管理者を設置しているか。 データの管理手順及び利用承認手続等を規定・マニュアルとして定め、関係者に周知徹底させることにより、データの安全で円滑な運用を行っているか。 データ保護、データ不正使用防止、不正プログラム防止策について適切かつ十分な管理体制を整備しているか。	
	(4) ネットワーク管理体制	(4) ネットワーク稼働状況の管理、アクセスコントロール及びモニタリング等を適切に管理するために、ネットワーク管理者を設置しているか。 ネットワークの管理手順及び利用承認手続等を規定・マニュアルとして定め、関係者に周知徹底させることにより、ネットワークの適切かつ効率的で安全な運用を行っているか。 国際統一基準適用金融機関にあつては、ネットワークがダウンした際の代替手段を考慮しているか。(国内基準適用金融機関にあつても、考慮していることが望ましい。)	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
2. システム運用体制	(1) 職務分担の明確化	(1) データ受付、オペレーション、作業結果確認、データプログラム保管の職務分担は明確になっているか。 運用担当者が担当外のデータやプログラムにアクセスすることを禁じているか。	
	(2) システムオペレーション管理	(2) 所定の作業は、スケジュール表、指示表などに基づいてオペレーションを実施しているか。 承認を受けた作業スケジュール表、作業指示書に基づいてオペレーションを実施しているか。 オペレーションは、全て記録され、かつ管理者は、チェック項目を定め点検しているか。 重要なオペレーションは、複数名による実施が可能となることが望ましく、また、可能な限り自動化することが望ましい。 オペレーションの処理結果を管理者がチェックするためのレポート出力機能や、作業履歴を取得し、保存する機能を備えているか。 開発担当者によるオペレーションへのアクセスを原則として禁じているか。障害発生時等でやむを得ず開発担当者がアクセスする場合には、当該オペレーションの管理者による開発担当者の本人確認及びアクセス内容の事後点検を行っているか。	
	(3) トラブル管理	(3) トラブル発生時には、記録簿等に記入し、必要に応じ本部に報告が行われる体制を整備しているか。 トラブル内容の定期的な分析を行い、それに応じた対応策をとっているか。 経営に重大な影響を与えるような重要なトラブルの場合には、速やかに本部と連携し、問題の解決を図るとともに取締役会に報告しているか。	
	(4) 委託先管理	(4) システムの運用を外部ベンダー等に委託する際には、守秘義務契約を締結しているか。 派遣要員が接することができるデータには、必要に応じて一定の制限を設けているか。 委託業務の実施状況を管理簿等により把握しているか。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
	(5) 顧客等のデータ保護	(5) 法的に許される及び顧客自身の同意がある場合を除き、原則として顧客データを第三者に開示することを禁止しているか。顧客データの取扱いについては、管理責任者、管理方法及び取扱方法を定め、適切に管理しているか。 顧客データへの不正なアクセス又は顧客データの紛失、破壊、改ざん、漏洩等の危険に対して、適切な安全措置を講じているか。	
	(6) 不正使用防止	(6) 不正使用防止のため、業務内容や接続方法に応じ、接続相手先が本人若しくは正当な端末であることを確認する体制を整備しているか。 不正アクセス状況を管理するため、システムの操作履歴を監査証跡として取得し、事後の監査を可能とするとともに、定期的にチェックしているか。	
	(7) コンピュータウイルス等	(7) コンピュータウイルス等の不正なプログラムの侵入を防止する方策を取っているととも、万が一侵入があった場合速やかに発見・除去する体制を整備しているか。 ・コンピュータウイルスへの感染 ・正規の手続を経ていないプログラムの登録 ・正規プログラムの意図的な改ざん 等	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
. 防犯・防 災・バック アップ・不 正利用防止	(1) 防犯対策	(1) 犯罪を防止するため、防犯組織を整備し、責任者を明確にしているか。 コンピュータシステムの安全性を脅かす行為を防止するため、入退室管理・重要鍵管理等、適切かつ十分な管理を行っているか。	
	(2) 防災対策	(2) 災害時に備え、被災軽減及び業務の継続のための防災組織を整備し、責任者を明確にしているか。 防災組織、業務組織に即した組織とし、役割分担毎に責任者を明確にしているか。 防火・地震・出水に対する対策を確保しているか。 重要データ等の避難場所をあらかじめ確保しているか。	
	(3) 不正利用防止策	(3) 端末機の使用及びデータやファイルのアクセス等の権限については、その重要度に応じた設定・管理方法を明確にしているか。	
	(4) バックアップ	(4) 重要なデータファイル、プログラムの破損、障害等への対応のため、バックアップを取得し、管理方法を明確にしているか。 バックアップを取得するに当たっては、分散保管、隔地保管等保管場所に留意しているか。 国際統一基準適用金融機関にあっては、営業店オンラインシステム等、重要なシステムについてはオフサイトバックアップシステムを保有しているか。（国内基準適用金融機関にあっては、保有することが望ましい。） バックアップ取得の周期を文書化しているか。	
	(5) コンティンジェンシープランの策定	(5) 災害等によりコンピュータシステムが正常に機能しなくなった場合に備えたコンティンジェンシープランを整備しているか。 コンティンジェンシープランの策定及び重要な見直しを行うに当たっては、取締役会による承認を受けているか。（上記以外の見直しを行うに当たっては、取締役会等の承認を受けているか。） コンティンジェンシープランの整備に当たっては、「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン要領」及び「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン策定のための手引書」（財団法人金融情報システムセンター編）に準拠しているか。 コンティンジェンシープランの整備に当たっては、災害による緊急事態を想定するだけでなく、金融機関の内部に起因するものや金融機関の外部に起因によるものも想定しているか。 コンティンジェンシープランの整備に当たっては、決済システムに及ぼす影響や、顧客に与える被害等を分析しているか。	